

乳児家庭全戸訪問事業にて配布する子育て情報冊子「こんにちは赤ちゃん」の
無償提供について（募集要項）

1 事業の概要

川崎市では、赤ちゃんが生まれたすべての家庭を行政の職員・訪問指導員または地域の訪問員が訪問し、つながりをもちながら安心して子育てができるよう支援しています。この訪問の際に配布する、子育て中の不安や心配ごとの相談窓口、川崎市の子育て支援情報をまとめた冊子（以下、「こんにちは赤ちゃん」という。）を広告付きで無償提供いただきたく募集します。

2 冊子「こんにちは赤ちゃん」の仕様

事業者が製作する広告物等は、広告物に関する法令、川崎市広告掲載要綱及び川崎市広告掲載基準（以下「要綱等」という。）を遵守したものとすのほか、事業の目的や広告の審査、物品の保管及び運搬等に係る事情を考慮し、次のとおりとします。

名称		こんにちは赤ちゃん
規格	重さ、大きさ	対象家庭や届ける訪問実施者が取扱いしやすい仕様を希望します。
	構成、内容等	<ul style="list-style-type: none"> ・カラー刷り（3色以上） ・生後0～3か月程度の乳児家庭に配布するものとして適した内容、信用性・信頼性の高い内容、表現であること。 ・子育てを地域ぐるみで応援する事業趣旨に沿った内容であること。 ・「完璧な育児」や「先取りをした教育姿勢」ではなく「緩やかな自分なりの育児」に寄り添う内容・表現であることが望ましい。 ・盛り込んでほしいコンテンツとして <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>赤ちゃんの発達の目安やお世話の仕方 <input type="checkbox"/>お母さんの健康（産後うつを含む） <input type="checkbox"/>事故防止（SIDS 啓発含む） <input type="checkbox"/>救急時 <input type="checkbox"/>災害時の準備と対応 <input type="checkbox"/>健診・予防接種について <input type="checkbox"/>支援機関・相談先（各区役所のリスト含む） ・広告については、必要な情報取得を妨げない範囲とし、情報内の広告は全て冊子後半へまとめ、川崎市の広告と誤認されないように掲載すること。
	備考	※掲載する広告等は、対象となる子育て家庭への配慮のほか、持参する訪問員等の心情への配慮をいただきたく、事前にこども保健福祉課までご相談いただき、協議の上で決定するものといたします。

3 作成数量

16,000部（配布数量ではありません）

4 配布方法等

(1) 配布対象

赤ちゃんが生まれた家庭

(2) 配布方法

乳児家庭全戸訪問の際、訪問実施者により手渡し

(3) 配布期間

平成29年6月1日から平成30年5月31日まで

5 参加申込み

(1) 申込資格

参加申込みには次の要件を全て満たしていることが必要です。

ア 要綱等に規定する規制業種・事業者でないこと。

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、2年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は申請の代理人として使用する者でないこと。

ウ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に基づく指名停止措置を受けている者でないこと。

エ 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第2条に規定する暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。

(2) 申込書類

申込みにあたっては、封書は表面に、メールは件名に「乳児家庭全戸訪問事業申込書類等在中」と明記の上、次の書類を持参、メール又は郵送により提出してください。郵送は12月7日必着。提出された書類は原則として返却しません。

ア 広告掲載申込書

必要に応じて「役員等氏名一覧表及び同意書」を添付すること。

イ 商業登記簿（履歴事項全部証明書）

申込日前3か月内に取得したものを提出すること。

ウ 提案書（任意様式）

次の内容を記載した提案書に、サンプル又はこれらのイメージを添付すること。

- ・冊子の仕様（規格、掲載内容、掲載量、予定する広告主等）
- ・本市又は他都市における類似の事業実績（市区町村、年度、数量等）
- ・納品方法、不良品・在庫切れ等への対応
- ・その他提案できる事項

※ 提出がない場合や記載のない事項は評価の対象となりませんので御注意ください。

エ 業務工程表（任意様式）

参加申込みから物品等の初回納品までのスケジュール（広告主の募集～決定、原稿作成～審査、委託～製作・納品）に関する計画を一覧にしたもの提出してください。

(3) 申込期間

平成28年12月1日から平成28年12月8日 15時まで

※ 期間内に申込みがない場合は、期間を延長する場合があります。

6 協働事業者の決定

(1) 申込資格等の審査

募集期間内に企画提案のあった者について、申込資格、提出書類等の審査を行います。

(2) 提案内容の評価

提案内容の評価は、あらかじめ定めた基準に基づき、複数の審査員が総合評価を行います。

(3) 協働事業者の決定

最も評価の高い事業者（1社）を協働事業者として選定します。なお、審査及び評価の結果は、申込者の全てに対して通知しますが、評価の内容は公開しません。

(4) 協定の締結

協働事業者として選定されたものは広告物等の無償提供に関する協定を締結していただきます。

7 広告の審査

協働事業者は申込時に提出した業務工程表に従って、次の手順により川崎市の審査を経て広告物等を製作してください。

(1) 原稿の作成

協働事業者は、協定の締結後に協賛事業者（広告主）の募集を行い、広告物等に掲載する広告の原稿を作成して川崎市に提出してください。

(2) 広告の審査

川崎市の審査を経ない広告は掲載することができません。

川崎市は提出された広告の内容を要綱等に基づいて審査し、広告掲載の可否を決定します。審査の結果、川崎市が内容等の修正又は削除を求めた場合は、協働事業者はすみやかに当該部分を修正又は削除しなければなりません。

(3) サンプルの提出・承認

協働事業者は、納品前に冊子のサンプルを作成して川崎市に提出し、最終承認を受けてください。

(4) 製作の開始

協働事業者は、最終承認を受けてから広告物等の本製作を開始してください。

8 納品方法

(1) 納品方法・期限

市内8か所に必要数量を年2～4回に分割して納品してください。

納品回数については企画提案の項目とし、個別の期限、数量については別途調整します。

(2) 納品場所(予定)

納品場所	所在地
川崎区役所保健福祉センター 地域支援担当地区支援	〒210-8570 川崎区東田町 8
幸区役所保健福祉センター 地域支援担当地区支援	〒212-8570 幸区戸手本町 1-11-1
中原区役所保健福祉センター 地域支援担当地区支援	〒211-8570 中原区小杉町 3-245
高津区役所保健福祉センター 地域支援担当地区支援	〒213-8570 高津区下作延 2-8-1
宮前区役所保健福祉センター 地域支援担当地区支援	〒216-8570 宮前区宮前平 2-20-5
多摩区役所保健福祉センター 地域支援担当地区支援	〒214-8570 多摩区登戸 1775-1
麻生区役所保健福祉センター 地域支援担当地区支援	〒215-8570 麻生区万福寺 1-5-1
こども未来局こども保健福祉課	〒210-8577 川崎区宮本町 1 番地 (第3庁舎 14階)

9 申込・問合せ先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

こども未来局こども支援部こども保健福祉課 (母子保健係)

電話 044-200-2450

FAX 044-200-3638